

多機関連携型タイムラインの策定について

平成30年12月25日



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

避難勧告着目型タイムライン

市町村長による避難勧告等の発令に着目して、河川管理者と市町村等が協力して作成・運用する

○国管理河川

- ・国が管理する河川区間に関係する全ての市町村を対象とする。
- ・全730市町村策定済（H29.6）
- ・継続して、改善、向上を推進

○都道府県管理河川

- ・平成29年度中に、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

多機関連携型タイムライン

地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して作成・運用する

○国管理河川

- ・荒川下流、庄内川など、25地域で取組が進行中。
- ・うち18地域で試行版を運用中
- ・継続して、改善、向上を推進

○都道府県管理河川

- ・国管理河川の取組を参考に進める

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H29.6.20）（抜粋）

実施する施策	これまでの取組（平成29年6月まで）	今後の進め方及び数値目標等
・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	【国管理河川】 ・平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 ・全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応 【都道府県管理河川】 ・平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。 ・平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。 ・平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。

取組概要

- 迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、福祉部局やライフライン事業者等様々な関係者による多様な防災行動を対象とした水害対応タイムラインの策定及び訓練、検証・改善を実施。
- 国管理河川に関係する全国25地域で取組を実施中。
- 荒川下流域では、平成28年度から浸水想定区域内の全市区に拡大して検討を開始し、平成29年5月、「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」を公表・運用開始。

荒川下流域の事例

[主要検討テーマと行動例]

- 広域避難
 - ・ 市町村:自治体間の調整
 - ・ 鉄道事業者:運行調整と運行状況の共有
 - ・ 電力事業者:電力供給・停電の調整 等
- 高齢者等の避難
 - ・ 福祉施設等:受け入れ施設の事前調整、移送支援者・経路確保の調整
- 道路交通・鉄道交通の対応
 - ・ 鉄道事業者:運行停止に向けた準備、商業施設・地下街利用者の避難誘導
 - ・ 道路管理者:鉄道の停止等との連携 等

20機関 37部局(拡大前)が顔の見える関係に

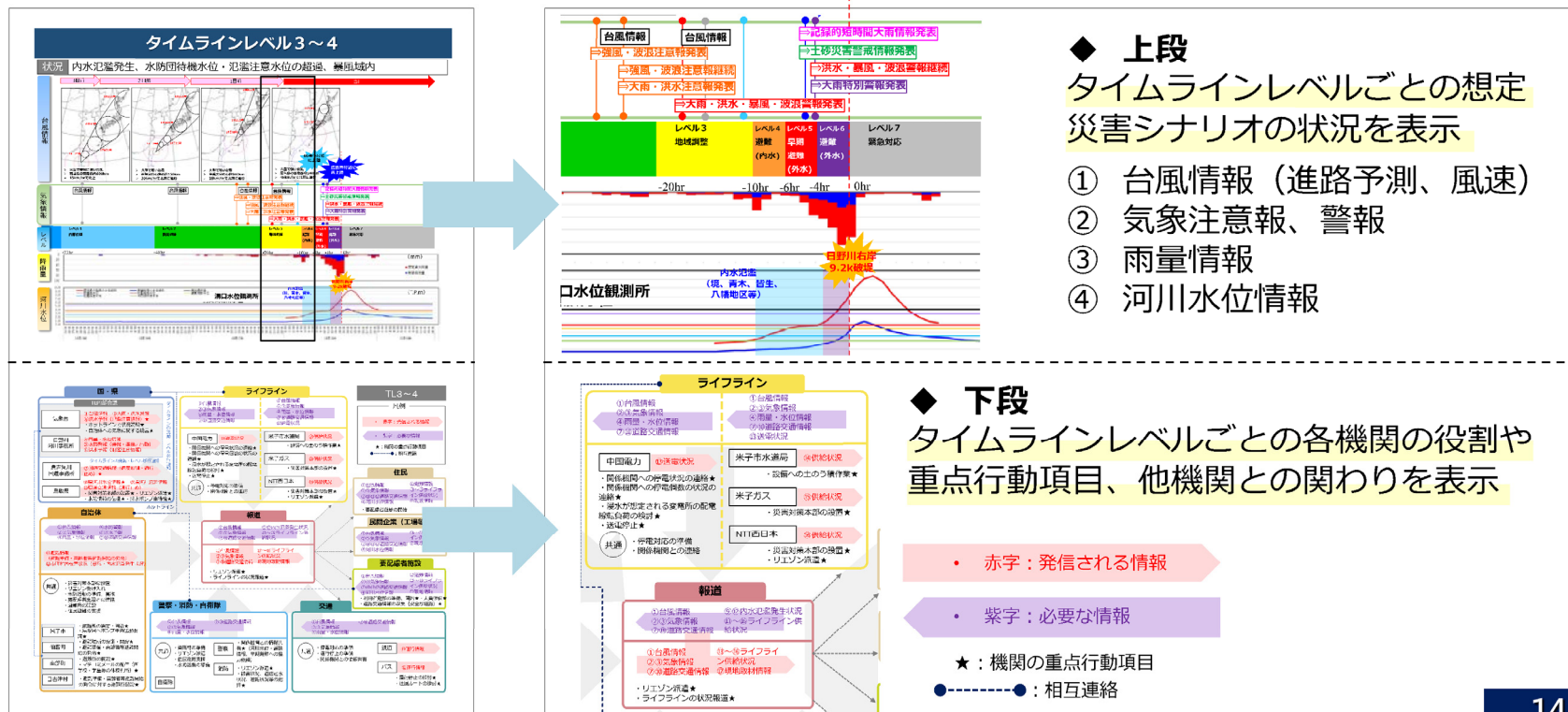


今後の取り組み

- 各地域において、試行版等を策定、運用し、適宜、協議会等でフォローアップを実施。
- 河川管理者及び市町村等は、タイムラインを活用して、訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムライン等を見直す。

6. 日野川水害タイムラインの概要

- 「日野川水害タイムライン」における防災行動項目から重点行動項目（他機関との連携を伴う項目、もしくは各機関が選出した項目）を抜粋して記載
- タイムラインレベルごとに各機関の役割と関わりを図化
 - そのとき、各機関の重点行動項目は？
 - そのとき、各機関が必要としている情報は？
 - そのとき、どの機関がどのような情報を発信しているか？



日野川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会構成機関

